

生活保護法の指定介護機関のみなし指定について

平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定・許可を受けたサービスは、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定を受けると

生活保護の受給者にもサービス提供ができます。生活保護受給者にサービス提供をした場合、介護保険の被保険者が負担するサービス利用料の1割分は、生活保護の公費の対象となり、国民健康保険団体連合会に介護保険の9割分とあわせて請求できます。

○生活保護法の指定は、利用者に生活保護受給者がいなくても受けておくことができます。

○指定介護機関の事業所番号は、介護保険事業所番号と同一番号です。

生活保護法の指定を受けない場合は

生活保護法に基づき、東京都に「指定を不要とする旨申出書」を提出します。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、生活保護法に基づき必ず指定を受けることになっています。

※ 「指定を不要とする旨申出書」を提出すると、利用者が生活保護を開始した場合、あらかじめ指定申請をしていないと生活保護の公費は請求できません。

特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護の家賃等の料金設定

生活保護受給者の入居は、家賃や食費、光熱水費、共益費が、厚生労働省の基準に基づく生活保護費等の額の範囲内で負担できる場合に限られます。

○生活保護費の基準額

事業所所在地によって支給額が異なります。最寄りの福祉事務所（区役所や市役所の生活保護主管課）にお尋ねください。

・家賃のおおよその上限額 約40,000円～53,000円（月額）

・食費・光熱水費・共益費(※)を負担するおおよその生活費 約53,000円～69,000円(月額)

※ 食費、光熱水費、共益費は、上記の生活費で負担したうえで、入居者の日用品費等の最低限の生活費もまかなえるよう、東京都では、1万円程度の額が入居者の手元に残る金額設定にご協力をお願いしています。1万円は、介護老人福祉施設に入所する生活保護受給者の基本生活費に準じた金額です。